

海外研修参加に関する同意・承諾書

提出用

京都光華女子大学
京都光華女子大学短期大学部 学長 殿

提出日 年 月 日

学部	学科	年 学籍番号	参加者氏名
----	----	--------	-------

私は、京都光華女子大学および京都光華女子大学短期大学部が実施する海外研修に申込みをするにあたり、下記の諸事項を理解し、同意することを誓約します。本誓約書にしたがい帰国命令処分を受けても不服を申し立てません。

プログラム期間中、学生は以下のことを守らなければならない。また学生が下記の事項を守らずまたは素行不良等により本学からの研修生として不適格であると受け入れ先大学または本学が判断した場合には、本学は学生の研修を取り消す権利を有していることに同意すること。また、この権利行使により研修を中止して途中帰国する場合は、それに関わる費用を含めて学生本人または保護者の責任において一切を処理すること。またその場合の単位認定も認めないものとする。

チェック

1	滞在国・地域の法律・法規（飲酒・喫煙等）を遵守し、公序良俗に反する行為をしないこと。ただし、日本で禁止されている薬物は使用しないこと。	
2	安全に十分注意し、夜間の外出や単独行動はしないこと。また、自由行動中であってもバンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセーリングなどの危険な行為はしないこと。河川、湖沼、海域での遊泳については、事前に本学国際交流センターに連絡し、必ず承認を得ること。	
3	プログラム期間中は受け入れ先大学等の規則を遵守し、迷惑をかけぬようにすること。	
4	滞在先は原則として本学の指定するホームステイまたは学生寮に限る。滞在先を無断転居しないこと。やむを得ない事情の場合は、必ず大学の担当者へ相談すること。	
5	滞在先のルールを守り、迷惑をかけないこと。学生本人の故意または不注意により宿施設に関わるトラブル（迷惑行為、目的外使用、破損滅失等）が発生し、それによって生じた損害およびそれに関わる賠償については学生本人または保護者の責任において処理すること。	
6	自動車・自動二輪車の運転は行わないこと。	
7	アルバイトは行わないこと。	
8	研修内容を十分に理解し、期間中はまじめに取り組み勉学に励むこと。また大学の名誉を傷つけるような行為はしないこと。	
9	プログラム終了後は速やかに帰国し、本学の了解なく個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。	
10	出発前のオリエンテーション及び海外安全セミナーには全て参加すること。	
11	研修内容や研修費用、規定など研修に関することは全て本人が責任を持って保護者に報告すること。	
12	研修先大学、語学学校及び、本学の指導に反する行為や事故に関しては本人の責任とし、本学は一切の責任を負わないものとする。	
13	在外公館等のホームページを利用して定期的に渡航先の危険情報について把握する。	
14	緊急連絡先（留学先の電話番号や住所、日本の家族、大学など）を記したメモは常に携帯する。	
15	メールは学部学科、国際交流センター等からの連絡事項があるので必ず毎日チェックする。	
16	「海外渡航届」（別紙）を提出すること。 旅券、査証、保険、利用する交通機関、便名、日程、滞在先（場所・連絡方法）、現地受け入れ担当者とその連絡先などを所定の様式に記入のうえ、国際交流センターへ提出すること。	
17	出発以前に必要な十分な海外旅行保険に加入していること。（現地の諸事情を勘案し、保険のタイプを選ばなければならないが、少なくとも疾病・傷害・死亡・救援者派遣・賠償責任費用・緊急移送費等は十分に保障されているものでなければならない。（クレジットカードに付帯されている海外旅行保険は不可とする。）	
18	研修期間中に発生した、天災・戦争等不慮の災難、テロやストライキ、感染症等によって生じた損害、盗難による損害、事故等に関しては、各受入機関に対して賠償請求はしない。	
19	大学教職員の指揮・管理が及ばない学生の個人的行動、あるいは大学が管理不能なことに起因する本人の死亡、負傷、羅病、滅失、損害などが発生した場合、本人と保護者が責任を負うものとする。その場合の費用や損害は、海外旅行保険などで賄うものとする。	
20	研修期間中は、本学学生として自覚を持って行動をすること。研修の趣旨、団体行動、研修先の規則等に反した場合、自費により帰国させられることに同意すること。	

保護者氏名	印	電話
保護者住所		
緊急連絡先 氏名		電話

記入は本人及び保護者の直筆とし、本人印と保護者印は必ず異なること。
2枚の誓約書のうち、【提出用】のみを提出し、もう1枚の【自宅用】は帰国するまで必ず保管すること。

* 記入された個人情報は研修実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。

海外研修参加に関する同意・承諾書

自宅用

京都光華女子大学
京都光華女子大学短期大学部 学長 殿

提出日 年 月 日

学部	学科	年 学籍番号	参加者氏名
----	----	--------	-------

私は、京都光華女子大学および京都光華女子大学短期大学部が実施する海外研修に申込みをするにあたり、下記の諸事項を理解し、同意することを誓約します。本誓約書にしたがい帰国命令処分を受けても不服を申し立てません。

プログラム期間中、学生は以下のことを守らなければならない。また学生が下記の事項を守らずまたは素行不良等により本学からの研修生として不適格であると受け入れ先大学または本学が判断した場合には、本学は学生の研修を取り消す権利を有していることに同意すること。また、この権利行使により研修を中止して途中帰国する場合は、それに関わる費用を含めて学生本人または保護者の責任において一切を処理すること。またその場合の単位認定も認めないものとする。

- | | |
|----|---|
| 1 | 滞在国内・地域の法律・法規（飲酒・喫煙等）を遵守し、公序良俗に反する行為をしないこと。ただし、日本で禁止されている薬物は使用しないこと。 |
| 2 | 安全に十分注意し、夜間の外出や単独行動はしないこと。また、自由行動中であってもバンジージャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセーリングなどの危険な行為はしないこと。河川、湖沼、海域での遊泳については、事前に本学国際交流センターに連絡し、必ず承認を得ること。 |
| 3 | プログラム期間中は受け入れ先大学等の規則を遵守し、迷惑をかけぬようにすること。 |
| 4 | 滞在先は原則として本学の指定するホームステイまたは学生寮に限る。滞在先を無断転居しないこと。やむを得ない事情の場合は、必ず大学の担当者へ相談すること。 |
| 5 | 滞在先のルールを守り、迷惑をかけないこと。学生本人の故意または不注意により宿施設に関わるトラブル（迷惑行為、目的外使用、破損滅失等）が発生し、それによって生じた損害およびそれに関わる賠償については学生本人または保護者の責任において処理すること。 |
| 6 | 自動車・自動二輪車の運転は行わないこと。 |
| 7 | アルバイトは行わないこと。 |
| 8 | 研修内容を十分に理解し、期間中はまじめに取り組み勉学に励むこと。また大学の名誉を傷つけるような行為はしないこと。 |
| 9 | プログラム終了後は速やかに帰国し、本学の了解なく個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。 |
| 10 | 出発前のオリエンテーション及び海外安全セミナーには全て参加すること。 |
| 11 | 研修内容や研修費用、規定など研修に関することは全て本人が責任を持って保護者に報告すること。 |
| 12 | 研修先大学、語学学校及び、本学の指導に反する行為や事故に関しては本人の責任とし、本学は一切の責任を負わないものとする。 |
| 13 | 在外公館等のホームページを利用して定期的に渡航先の危険情報について把握する。 |
| 14 | 緊急連絡先（留学先の電話番号や住所、日本の家族、大学など）を記したメモは常に携帯する。 |
| 15 | メールは学部学科、国際交流センター等からの連絡事項があるので必ず毎日チェックする。 |
| 16 | 「海外渡航届」（別紙）を提出すること。 旅券、査証、保険、利用する交通機関、便名、日程、滞在先（場所・連絡方法）、現地受入れ担当者とその連絡先などを所定の様式に記入のうえ、国際交流センターへ提出すること。 |
| 17 | 出発以前に必要な十分な海外旅行保険に加入していること。（現地の諸事情を勘案し、保険のタイプを選ばなければならないが、少なくとも疾病・傷害・死亡・救済者派遣・賠償責任費用・緊急移送費等は十分に保障されているものでなければならない。（クレジットカードに付帯されている海外旅行保険は不可とする。） |
| 18 | 研修期間中に発生した、天災・戦争等不慮の災難、テロやストライキ、感染症等によって生じた損害、盗難による損害、事故等に関しては、各受入機関に対して賠償請求はしない。 |
| 19 | 大学教職員の指揮・管理が及ばない学生の個人的行動、あるいは大学が管理不能ことに起因する本人の死亡、負傷、羅病、滅失、損害などが発生した場合、本人と保護者が責任を負うものとする。その場合の費用や損害は、海外旅行保険などで賄うものとする。 |
| 20 | 研修期間中は、本学学生として自覚を持って行動をすること。研修の趣旨、団体行動、研修先の規則等に反した場合、自費により帰国させられることに同意すること。 |

保護者氏名	印	電話
保護者住所		
緊急連絡先 氏名	電話	

記入は本人及び保護者の直筆とし、本人印と保護者印は必ず異なること。
2枚の誓約書のうち、【提出用】のみを提出し、もう1枚の【自宅用】は帰国するまで必ず保管すること。

* 記入された個人情報は研修実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。